米国ウイグル強制労働防止法（第117議会H.R.6256）の調査
―企業倫理の法制度化のあり方の検討へ向けて―

橘　　雄　介

要　旨

本稿は2021年12月に成立した米国ウイグル強制労働防止法（第117議会H.R.6256）を翻訳及び調査したものである。近時，欧米において企業に対して人権デュー・デリジェンス（人権DD）を義務づけ，また，他国の人権侵害を理由に特定の製品の輸出入を禁止する立法が成立している。従来から国連の指導原則などで企業が人権を尊重することが求められてきたが，近時の動きはそういった法的拘束力のない規範から法的拘束力のある規範への転換とも見える。他方で，我が国では同様の転換は起きていない。本稿は将来的にはこの分野での我が国の法政策へ寄与することを目的として，米国における最新の立法を調査するものである。

キーワード：サプライチェーンリスクマネジメント・企業の社会的責任（CSR）・人権デューデリジェンス・SDGs・ESG

１．はじめに

近時，サプライチェーン上の人権問題が日本企業の現実の問題となってきている。その象徴的な事件として2021年の米仏でのユニクロ（ファーストリテイリング）に関する事件を指摘できるかもしれない。米国税関・国境取締局（U.S. Customs and Border Protection: CBP）は2021年１月にユニクロのシャツの輸入を差し止めた。その理由は当該シャツが新疆ウイグル自治区の団体によって製造された疑いがあるためだとされる（日本経済新聞［2021a］。その後，ユニクロの再審査の申立てが却下されているようである。ジェトロ［2021］・38）。また，フランス当局も2021年７月に新疆ウイグル自治区での人権侵害の疑いでユニクロのフランス法人の捜査を始めたとされる（共同通信社［2021］）。もっとも，このようなサプライチェーン上の人権リスクは従来から認識され，企業は対処することが求められていた。

その代表的な原則が国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」である（United Nations［2011］. 日本語訳として，国際連合［2011］）。指導原則は全ての企業に人権の尊重を求め（指導原則11），「人権への悪影響を特定し，防止し，緩和し及びその対処方法を説明するために，事業者は人権デュー・デリジェンスを実施する必要がある。」として人権デュー・デリジェンス（人権DD）の実施を求める（指導原則17。一般的に参照，菅原［2017］，横田ほか［2021］・187［吉村執筆部分］）。そして，このような企業による人権の尊重という原則は2015年に国連が採択した持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）にも取り込まれている（United Nations［2015］. 日本語訳として，国際連合［2015］）。たとえば，SDGsのターゲット8.7は本稿で検討する強制労働の根絶を掲げている。

こういった国際的な動きを受け，日本政府も2020年「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を策定している。これは前述の指導原則を実施する国別行動計画（NAP）に該当する（ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議［2020］・5）。行動計画は企業が人権DDを実施し，「人権への影響を特定し，予防し，軽減し，そしてどのように対処するかについ

受付2022年１月５日

て説明する」ことを期待するとした（同上・30）。加えて，「国際社会は，企業に対し，企業内部での『ビジネスと人権』に関する取組の実施だけでなく，国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組を求めており，企業はこの点に留意する必要がある」として，サプライチェーン上の人権リスクを考慮する必要性も指摘した（同上・8）。

もっとも，こういった原則等は厳密には法的拘束力のある規範ないし裁判規範ではない。行政や裁判所は企業がこれらの原則に違反したことを理由に何らかの制裁を下すことはできない（同旨で，こういった原則等によって企業を規律することの限界を指摘するものとして，吾郷［2019］。国連指導原則について，天野［2019］・54。他方で，（国際）慣習法として成立する可能性が検討されている。国連の指導原則について，吾郷［2014］。また，裁判所がこれらの原則等に沿った解釈をする可能性はある。企業の社会的責任（CSR）が取締役の経営判断原則の根拠となり，故に取締役は公共の利益のために会社の利益を犠牲にすることができるとするものとして，企業法学会［2015］・40-42［大塚章男執筆部分］）。むしろ，サプライチェーン・リスク・マネジメントの一環として位置づけられているという印象を抱く。たとえば，法務省の報告書も罰金や訴訟などの法的リスクを人権リスクの１つとしてのみ説明し，人権侵害（への加担等）＝法的問題という図式では説明していない（参照，法務省人権擁護局［2021］・39-47）。

もちろん，人権侵害の是正を企業に任せ，その企業の取組みの評価を市場に委ねるという政策判断もあり得る。実際，企業では前述の国連の指導原則などに基づく取組みがなされており（たとえば，黒田［2021］），そもそも人権DDは現地国の法令では人権侵害となっていない行為をも対処の対象としており，狭い意味でのコンプライアンスを超えた取組みが求められているともされている（森・濱田松本法律事務所［2021］・119［梅津秀明執筆部分］）。また，市場においても，責任投資原則（PRI）では人権はいわゆるESG投資の「S（社会）」に位置づけられ，投資の判断要素とされている（PRI［2021］・4。加えて，参照，東京証券取引所［2021］・補充原則2-3①）。その意味では，法規範ではないとの一事をもって従来の政策が不十分だとは言えないかもしれない。しかし，問題が人権に関わるだけに，実効性が十分か，また，そもそも企業や市場に委ねるべきかについて疑問もあり得る。特に，本稿で紹介する米国のウイグル強制労働防止法のように欧米では立法で一定の人権侵害に関わる行為を禁じているが，これに対して我が国は明確な立法を持たない（森・濱田松本法律事務所［2021］・123［梅津秀明執筆部分］）。では，我が国の政策は妥当なのであろうか。本稿はこういった問題意識に基づくものであり，こういった法政策的な問題の解決に向けた準備として最新の米国の法律を調査した。

２．新法成立までの経緯

本稿で調査する立法は中国新疆ウイグル自治区での人権侵害の疑いを背景に持っている。よく引用されるものとして2020年３月のオーストラリア戦略政策研究所（Australian Strategic Policy Institute: ASPI）の報告書がある（Xu et al.［2020］．概要訳として，CISTEC事務局［2020b］。参照，田上［2020］・70-71）。ここでは新疆ウイグル自治区における人権侵害が詳細に報じられた。米国でも連邦議会の行政府委員会（Congressional-Executive Commission on China: CECC）の報告書（CECC［2020］．邦訳として，CISTEC事務局［2020a］。参照，田上［2020］・68-70）及び米国国務省による中国の人権状況に関する報告書（U.S. Department of State［2021b］）において中国の人権侵害が報告されている。こういった報告書を受け，米国政府（Donald Trump政権）は2021年１月に中国がウイグル族を集団虐殺したとの声明を発表した（U.S. Department of State［2021a］）。加えて，近時のセンセーショナルな報道として，英BBCは2021年２月に新疆ウイグル自治区の収容所で女性が性的虐待を受けたとする証言を報じている（BBC［2021］）（新疆ウイグル自治区における人権問題について一般的に参照，横田ほか［2021］・188［吉村執筆部分］）。

このような新疆ウイグル自治区での人権侵害の疑いに対して，米国は特定の企業又は地域における特定の製品を指定し，その輸入について強制労働ではないことを示す書類の提出を求めてきた（*E.g.* U.S. Customs and Border Protection［2021a］［対象は新疆ウイグル自治区産の綿花及びトマト］．*Generally see* U.S. Customs and Border Protection［2022］; Wikipedia［2022］）。これらの制裁は1930年関税法（いわゆる「スムート・ホーリー関税法

（Smoot-Hawley Tariff Act）」。以下，「関税法」という）307条（19 U.S. Code § 1307）に基づいている。同条は以下のように強制労働による製品の輸入を禁じている。

> 307条　有罪判決を受けた者が作った製品及び輸入禁止
>
> その全部又は一部について個人に対する罰則の下で囚人労働，強制労働又は（及び）年季奉公によって外国で採掘，生産又は製造されたいかなる商品，製品，物品及び製造物は米国のいかなる港にも入港する権利がなく，かつ，それによりその輸入は禁止される。財務長官は本条の実施に必要な規制を規定する権限を有し，かつ，義務を負う。
>
> ここで使用される「強制労働（Forced labor）」とはすべての仕事又はサービスを含むものであり，不履行に対する罰則の威嚇の下にあるいかなる者によってもたらされたものを含み，また，労働者が自発的に提供していないものを含む。本条において，「強制労働又は（及び）年季奉公」という用語には強制の又は年季奉公の児童労働を含む。

これらの制裁は厳密には新たに禁止対象を追加するものではなく，CBPにおいて一時的に輸入を差し止める品目を追加するものである。すなわち，これらの制裁はCBPによる「違反商品保留命令（Withhold Release Order: WRO）」という形式をとり，これによりCBPは強制労働で製造された疑いのある商品を含む貨物を一時的に差し止めるよう，入国港の担当者に指示し，担当者は19 CFR § 12.42（e）に基づき対象品目を差し止める。この差止めは終局的な禁止ではなく，輸入者は19 CFR § 12.43（a）（b）に従い反論を行い（詳細は後述），その商品が関税法307条に違反して輸入されたものではないことを証明することができる（同条（c）．*See U.S.* Customs and Border Protection［2021b］；阿部［2021］；藪［2021a］；ジェトロ［2021］・36-37）。なお，新法以前のWROも依然として有効である（後述の新法２条（f））。

もっとも，以上の制裁は対象となる製品を限ったものだった。そこで，米国連邦議会では対象製品を限定せずに制裁を課す法案が提出されてきた。はじめは第116議会（会期は2019年から2020年）であり，上下両院に法案が提出されたが（提出順にH.R.6210及びS.3471），上院を通過しなかった（Congress.gov［2020a］; Congress.gov［2020b］．法案の解説として，田上［2020］・67-68）。

次いで第117議会（会期は2021年から2022年）にも類似の法案が提出され，これが成立した。法案はまず上院に提出された（S.65）。同法案の名称は「ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act: UFLPA）」である（１条。これは略称であり，正式名称は後述のH.R.6256と同様である）。同法案は７月に上院を通過している（Congress.gov［2021a］）。他方，下院でも同じ名称の法案（H.R.1155）が提出され，12月８日に可決された（Congress.gov［2021b］）。

しかし，両法案は施行日並びに年次報告等での開示及び米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission: SEC）への通知義務の点で違いがあった（Nelson［2021］; Hilferty & Valenstein［2021］）。そこで，12月14日に妥協案が取りまとめられた（H.R.6256. *See* Rubio［2021a］）。法案の名称は「中華人民共和国新疆ウイグル自治区で強制労働により製造された商品が米国市場に入らないようにするため及びその他の目的のための法（AN ACT To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People’s Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes）」である。なお，H.R.6256以外の上記各法案はいずれも「ウイグル強制労働防止法」という略称であるが（各法案１条），成立したH.R.6256にはそのような略称は定められていない。もっとも，米国の文献ではH.R.6256も同様に呼称するものも多い（たとえば，Dong et al.［2021］）。特にH.R.6256を区別する場合，以下では単に「新法」ないし「H.R.6256」と呼称する。H.R.6256は12月14日に下院で可決され，12月16日に上院で可決された（修正は加えられていない）。その後，Joe Biden大統領が12月23日に署名し，法案が成立した（Congress.gov［2021c］; White House［2021］）。

新法の施行日は条文ごとに異なる。関税法307条の推定を定める３条の施行日は成立日から180日後である（３条（e）。つまり，2021年12月23日の180日後である2022年６月21日である。Dong et al.［2021］）。その他の規定は成立後直ちに施行されているが，基本的には実体法的な規定ではなく，

行政機関の権限及び責務に関するものである。もっとも，権限の行使及び責務の履行の期限が上記施行日に合わせられている。すなわち，後述のように新法の執行は強制労働執行タスクフォース（Forced Labor Enforcement Task Force: UFLPA）による報告書に基づいているが，当該報告書は成立日から180日以内に取りまとめられる（新法２条(e)(1)）。

３．新法の内容

以下では新たに成立したH.R.6256の内容を紹介し，特徴的な点を紹介したい。なお，全体の翻訳はウェブサイト上で公開する（末尾にURLを記載）。本文中では特に重要と思われる部分のみ，抜粋して紹介する。

H.R.6256は全７条からなっている。主要な規定は２条及び３条である。以下，１条から順に紹介する。

（前文）
第１条　政策の表明
第２条　新疆ウイグル自治区における強制労働によって作られた商品の輸入禁止を実施するための戦略
第３条　反証可能な推定により，輸入禁止が新疆ウイグル自治区において又は特定の事業体が採掘，生産又は製造した商品に適用される
第４条　新疆ウイグル自治区での強制労働に対処するための外交戦略
第５条　新疆ウイグル自治区での強制労働に関する制裁の実施
第６条　有効期限
第７条　定義

１条は米国政府の政策が述べられている。まず，新法の背景にある政策目標として強制労働の防止（１条(2)），強制労働を含む人身売買の防止（同条(4)）及び残虐行為の防止（同条(5)）が指摘されている。次いで，その政策目標の達成手段として，関税法307条の効果的な実施（１条(1)），国際社会のリード（同条(2)・(3)）及びその他の外交的・貿易的対処（同条(6)）が定められている。

第１条　政策の表明
米国の政策は以下の通りである。
(1)　強制労働で製造された商品の輸入禁止を強化する。これには中華人民共和国政府が，1930年関税法307条（19 U.S.C. 1307）の効果的な執行を阻害しないようにすることを含む。同条は「その全部又は一部について強制労働……〔原文ママ〕によって外国で採掘，生産又は製造された商品，製品，物品及び製造物」の全ての輸入を禁止するものである。
(2)　米国政府が利用可能なあらゆる手段を用いて強制労働がなされる場所がどこであれそれを終わらせるために国際社会をリードする。これにはその全部又は一部について新疆ウイグル自治区で採掘，生産又は製造された商品などの強制労働で作られた商品の輸入を停止することを含む。

２条はUFLPAが新法の執行の戦略を定めるべしと規定する。具体的には，強制労働が介在する商品の輸入防止政策（２条(c)・(d)(1)・(3)-(5)・(7)），強制労働に関与する事業体のリスト（同条(d)(2)），輸入者による人権DDのガイダンス（同条(d)(6)）及び戦略策定の手続き（同条(a)・(b)・(e)）などが定められている。このうち，実体法的に重要なものは事業体のリストとガイダンスだと思われる。前者の事業体のリストについては，後述するように新法は３条で関税法307条に関する推定を定めるが，推定が認められる場合の１つとしてリストに登録された事業体の関与を定めている。２条はその事業体の指定を行うものであり，どのような事業体が指定されるかで実際の輸入禁止の範囲が変わってくる。後者のガイダンスについては３条と合わせて紹介する。

第２条
(c)　戦略の策定―第(a)項に基づく意見公募を受け，第(b)項に基づく公聴会を開催した後，強制労働執行タスクフォースは，商務長官及び国家情報長官と協議の上，1930年関税法307条（19 U.S.C. 1307）の執行を支援し，その全部又は一部について中華人民共和国において強制労働で採掘，生産又は製造された商品の米国への輸入を防止するための戦略を策定する。

(d)　要素―第(c)項に基づいて策定された戦略には以下が含まれる。
……
(2)　以下について包括的に記述及び評価をする。
……
(B)　包括的な記述及び評価は以下を含む。
(i)　新疆ウイグル自治区における事業体（entities）のリスト。当該事業体が商品，製品，物品及び製造物をその全部又は一部について強制労働を用いて採掘，生産又は製造を行っている場合。
(ii)　新疆ウイグル自治区政府と協力している事業体のリスト。当該事業体が強制労働者又はウイグル人，カザフ人，キルギス人若しくはその他の迫害されている集団の構成員を新疆ウイグル自治区外で募集，輸送，移送，収容又は受領している場合。
(iii)　第(i)項又は第(ii)項で要求されるリストに掲載されている事業体がその全部又は一部について採掘，生産又は製造した製品のリスト。
(iv)　中華人民共和国から米国に第(iii)項に記載された製品を輸出した企業のリスト。
(v)　新疆生産建設兵団（Xinjiang Production and Construction Corps）などの施設や事業体のリスト。当該施設等が新疆ウイグル自治区から又は新疆ウイグル自治区政府や新疆生産建設兵団の従業員から資材を調達しており，それが「貧困緩和」プログラムや「ペアリング支援」プログラムなどの強制労働を利用するその他の政府の労働計画を目的とする場合。
(vi)　第(v)項に記載された追加の施設及び事業体を特定するための計画。
(vii)　米国に輸出されている商品，製品，物品又は製造物を所有する上記各事業体に対する執行計画。当該執行計画には違反商品保留命令の発出を含め，当該事業体に関する第４条の執行を支援することができる。
(viii)　執行の優先度の高い部門のリスト。これには綿花，トマト及びポリシリコンを含めることを要する。
(ix)　上記優先度の高い各部門に関する執行計画。

３条は関税法307条に関する推定を定めている。輸入禁止を厳格にすることに関してはこの規定が新法で最も重要な規定だと思われる。上院法案の起草者である上院議員もH.R.6256の上院での可決に際して「証明は企業の責任だ（The presumption is on you.）」と述べている（Rubio［2021b］）。逆に言えば，新法は関税法307条とは別個の権限ないし制裁を定めるものではなく，あくまでも関税法307条に依拠したものである。

推定の要件は問題の商品の全部又は一部が新疆ウイグル自治区原産であるか又はリストに登録されている事業体が関与したものであることである（３条(a)本文）。すなわち，推定の要件として一定の品目であることが要求されているわけではないため，前述の新法以前の関税法307条の下での制裁のように個別の品目を指定する必要がなくなっている（同旨，Dong et al.［2021］; Alpert & Signorelli-Cassady［2021］；藪［2021b］［関税法307条と比較して個別調査が不要になった］）。加えて，特徴的なことは輸入者が取引する直接の供給者が新疆ウイグル自治区の工場などである必要はないという点である。たとえば，米国の企業がシャツを第三国から輸入する場合であっても，当該第三国の事業者が生地などを新疆ウイグル自治区の工場から調達している場合には，新法の推定が及ぶ（Dong et al.［2021］; Broussard et al.［2021］）。

このように関税法307条の推定を定める類似の法律として米国への敵対者に対する制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act: CAATSA）321条(b)がある。同法は北朝鮮国民及び住民が生産した商品を強制労働に基づくものと推定するものである。新法とは推定の要件が異なり，地理的な要件ではなく，生産者の要件となっている（Alpert & Signorelli-Cassady［2021］）。

第３条
(a)　総論―米国税関・国境取締局長官は，第(b)項で規定されている場合を除き，その全部若しくは一部について中華人民共和国新疆ウイグル自治区で採掘，生産若しくは製造された又は第

２条(d)(2)(B)項の(i)，(ii)，(iv)若しくは(v)項のリストに記載されている事業体が製造した商品，製品，物品及び製造物について，以下の推定をするものとする。

(1)　当該商品，製品，物品及び製造物の輸入が1930年関税法307条（19 U.S.C. 1307）に基づき禁止されるものであること並びに

(2)　当該商品，製品，物品及び製造物が米国のいかなる港へも入る資格を有しないこと。

当該推定には例外が設けられている（３条(b)）。要件は３つある。第１に，輸入者が強制労働執行タスクフォースの定めるガイダンスに準拠した人権DD及び証拠の提出を行ったこと（同項(1)(A)），第２に，CBP長官からの問い合わせに対応したこと（同項(1)(B)），かつ，第３に，強制労働が介在しない商品だとの証拠が明確かつ説得的なことである（同項(2)）。

例外規定と関連して，新法にデミニミス（僅少の非原産材料）規定が設けられていないことがその特徴として指摘されている（藪［2021c］）。すなわち，前述の通り，問題の商品の「全部又は一部」が新疆ウイグル自治区原産であれば推定は認められ，その他，輸入品の割合に関する規定はない。その意味で，厳しい規定であるが，新法による執行の優先度の高い部門として「綿花，トマト及びポリシリコン」が例示されており（２条(d)(2)(B)(viii)），そもそも新法の主な規制対象が加工後の最終製品ではなく，加工に用いられる材料にあると読める。そのため，輸入品の割合に着目した除外規定がないことは自然とも言える。

また，CBPが輸入者による立証が成功したかどうかを判断するための期間について，新法は何らの規定を置いていないが，この点に対する不満が指摘されている（Broussard et al.［2021］）。

第３条

(b)　例外―長官は第(a)項に基づく推定を適用しなければならない。但し，以下の通り判断した場合を除く。

(1)　記録輸入者が

(A)　第２条(d)(6)項に記載されたガイダンス及びそのガイダンスを実施するために策定された規則に完全に準拠しており，かつ，

(B)　長官が，商品がその全部又は一部について強制労働によって採掘，生産又は製造されたものであるかどうかを確認するために，情報の問い合わせを行ったが，これに完全かつ実質的に回答したと判断した場合であり，かつ，

(2)　長官が明確かつ説得力のある証拠によって，当該商品，製品，物品及び製造物がその全部又は一部について強制労働によって採掘，生産又は製造されたものではないと判断した場合。

このように条文上の要件は３つあるが，輸入者のやるべきことは結局はガイダンスの履行になりそうである。その意味で，ガイダンスの内容が重要になり得る。ガイダンスは強制労働執行タスクフォースが定める前述の戦略に含まれるものであり，次の３要素を含む（２条(d)(6)）。すなわち，デュー・デリジェンス（サプライチェーン・マネジメント）のやり方（同項(A)），地理に関する証拠の内容（同項(B)）及び強制労働に関する証拠の内容である（同項(C)）。具体的な内容は今後の展開を待つことになるが，新法以前のガイダンスの内容がある程度参考になると思われる（後述４）。

第２条

(d)　要素―第(c)項に基づいて策定された戦略には，以下が含まれる。

……

(6)　輸入者へのガイダンスには以下を含む。

(A)　**デュー・デリジェンス，サプライチェーンの効果的な追跡及びサプライチェーン・マネジメントの方策**であり，当該輸入者がその全部又は一部について中華人民共和国，特に新疆ウイグル自治区から強制労働で採掘，生産又は製造された商品を輸入しないようにするためのもの。

(B)　**証拠の種類，性質及び範囲**であり，中華人民共和国を原産とする商品がその全部又は一部について**新疆ウイグル自治区で**採掘，生産又は製造されたものではないことを立証するもの。

(C)　**証拠の種類，性質及び範囲**であり，

1930年関税法307条（19 U.S.C. 1307）に基づいて留置又は押収された商品を含む中華人民共和国を原産とする商品がその全部又は一部について**強制労働によって**採掘，生産又は製造されたものではないことを立証するもの。
（強調は筆者）

４条は国務長官の権限と責務を定めており，国務長官に「中華人民共和国の新疆ウイグル自治区における強制労働に対する国際的な認識を高め，これに対処するためのイニシアチブを促進する米国の戦略を含む報告書」の作成を義務づけている（同条(a)）。当該戦略には同盟国との協調に関する計画（同条(b)(1)）などを記載することになる（我が国への影響については後述４）。

５条は2020年ウイグル人権政策法（Public Law 116-145）の改正条項であり，同法の制裁対象に「強制労働に関連した深刻な人権侵害」を追加するものである（同条(a)）。

６条は新法の有効期限の定めであり，成立日から８年後（つまり，2029年12月23日）又は新疆ウイグル自治区における人権侵害がなくなった日のいずれか早い日に新法の効力は失われる。

７条は新法の用語の定義を定めており，たとえば，「強制労働（forced labor）」は関税法307条と同じ意味だとする（7条(2)）。

４．法律の特徴と今後について

ここまでのまとめとして新法の特徴をまとめると以下の点が指摘できそうである。

① 輸入の差止めの権限はあくまでも関税法307条に基づく
② 関税法307条に基づく制裁と比較して対象製品を無限定とした
③ 推定規定を設け，強制労働がないことの立証責任を企業側に転換した

このように法的な枠組みは関税法307条に基づくとはいえ，実際の輸入禁止の範囲が拡大され，その反論もより難しいものとなっている。では，今後，どのような影響があるのだろうか。ウイグル強制労働防止法について，我が国が対応すべきこととしていくつか指摘されている。

第１に，政治の対応である。前述の通り，同法は米国務省が新疆ウイグル自治区の強制労働について同盟国と協調し，戦略をまとめることを要求している（４条(b)(1)）。そのため，日本政府が何らかの対応を迫られる可能性がある（木内［2021］）。実際，監視技術についてであるが，日本政府は外為法に基づく輸出禁止ができないかについて今後検討するとされる（日本経済新聞［2021b］）。

第２に，企業の対応である。前述の通り，新法では企業側が新疆ウイグル自治区からの製品について強制労働がないことを立証しなければならない。また，新法の施行日は2022年６月であり，それまでに対応する必要がある。しかし，施行日までにサプライチェーンの調査をすることは「事実上は無理に近い」と指摘されており，故に，新法の狙いは「米国に輸出する製品からウイグル自治区産のものをすべて排除する」ことだと指摘されている（木内［2021］。同様に，調査の困難性を示唆するものとして，Dong et al.［2021］［輸入品の供給者ないし生産者レベルの文書が必要となり得るため，人権DDに大きな負担である］）。

ともあれ，では，どのような調査及び立証が必要だろうか。まず，一般的な指針については，実務上の指針が全くないわけではなく，新法成立以前の実務が参考になり得る。たとえば，関税法に基づく輸入禁止に関しては一般的な規定として19 CFR § 12.43 (a)(b)があり，また，実務上のガイダンスが提供されている（*Generally see* U.S. Customs and Border Protection［2021b］；板橋ほか［2021］；藪［2021a］；ジェトロ［2021］・42．さらに，CAATSAの下での実務も参考になるとされる。Alpert & Signorelli-Cassady［2021］）。

まず，19 CFR § 12.43 (a)(b)は関税法307条に基づく差止めに対する反論の際に輸入者が主張すべき立証命題及び提出すべき書類を定めている。(a)は売主による原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIJIN）の記載事項及び書式を定め，(b)は荷受人が作成すべき声明書（statement）の記載事項を定めている。

19 CFR § 12.43［受入れ可能性の証明］
(a)　12.42条(e)又は(g)に基づいて留置された物品の輸入者が当該物品がそのいかなる部分においても1930年関税法第307条に規定された労働者の類型を利用して採掘，生産又は製造され

たものではないことを主張したい場合には，当該物品が輸入された日から３ヶ月以内に当該物品の外国の販売者又は所有者が署名した以下に示す形式の原産地証明書又はその電子的等価物を港湾局長又はCBP長官に提出しなければならない。物品がその全部又は一部について米国への輸出国以外の第三国で採掘，生産又は製造された場合には，上記形式で当該第三国の最後の所有者又は販売者が署名した追加の証明書又はその電子的等価物を同様に提出しなければならない。当該証明書等における輸出国からの輸送に関する記述は当該第三国からの輸送の事実に置き換えるものとする。

原産地証明書
私，_____は以下に記述する商品の外国の販売者又は所有者であり，① 当該商品が_____（数量）の_____（説明）からなるもので，_____というマークと番号の付いた_____（パッケージの数量と種類）に梱包されたものであり，② _____（氏名・名称）によって_____で又はその付近で採掘，生産又は製造されたものであり，_____（船積地）（輸出国からの最終出発地）において_____（米国への輸送業者）に積み込まれたものであり，_____（日時）に出発したことを証明する。③ また，_____（〔留置〕決定で特定された労働者の類型）が商品又はその構成要素の採掘，生産又は製造のいかなる段階にも雇用されていないことを証明する。
日付_____
（署名）

(b)　輸入者は上記３ヶ月の期間内に商品の最終的な荷受人による声明書又はその電子的な同等物を港湾局長又はCBP長官に提出しなければならない。当該声明書等において ④ 当該荷受人が商品及びそのすべての構成要素の出所を特定し，⑤ 商品及びそのすべての構成要素の生産に利用された労働者の特徴を確認するためにあらゆる合理的な努力をしたこと，⑥ その調査の全結果 ⑦ 並びに商品又はそのすべての構成要素の生産のいかなる段階においても〔留置〕決定で特定された労働者の類型が利用されていないことに関する確信を詳細に示すことを要する。
（丸数字及び〔 〕内は筆者）

この19 CFR § 12.43 (a)(b)に基づく反論に際して，具体的にどのような事情や証拠を提出すべきかについて，特に新疆ウイグル自治区の製品についてのQAとしてU. S. Customs and Border Protection［2021b］があり，更にこのQAがILABやU.S. Customs and Border Protection［2018］，U.S. Department of State［2021c］（邦語の解説として，石本ほか［2021］）などを参照している。19 CFR § 12.43 (a)(b)及びこれらのガイダンスをまとめると従来の実務では以下の立証及び証拠が要求されているようである（表１。表中の丸数字は上記19 CFR § 12.43 (a)(b)の翻訳に記載した番号と対応する）。

もっとも，従来のCBPにおけるガイダンスは輸入者の反証活動に不十分だったとの指摘もある（Dong et al.［2021］）。

加えて，前述の通り，新法２条(d)(6)は輸入者が準拠できるガイダンスを策定する予定であり，今後の人権DDの指針となり得る（同旨，藪［2021b］）。もっとも，ガイダンスを含む戦略の策定の締切りは新法の施行日と同じであり（前述２），間に合うかどうかは判然としないとされている（木内［2021］）。

次に，その他どのような取組みが実務上必要だろうか。この点は，自社の行動方針ないし調達方針を新法に合わせて更新すること及び当該行動方針等の改訂に沿って調達先との契約条項を見直すことが提案されている（Dong et al.［2021］; Clark et al.［2021］．特に太陽光発電モジュールについて，Dozier & Kahlon［2021］）。見直しの対象となる契約条項として，調達先にサプライチェーン上の労働条件に関する情報提供義務を課し，また，新法に違反する商品について解約及び損害賠償の定めを設けることが提案されている（Dong et al.［2021］）。

第３に，法政策的な問題である。今回の新法は前述３の内容となったが，これが正解というわけではないだろう。では，他にどういった選択肢があり得るか。たとえば，前述の通り新法は上下両院の妥協案であり，もともとの法案には違いがあった。特に指摘されているのは環境・社会・統

表１　関税法307条の差止めに対する立証命題及び証拠

	立証命題		証拠	条文・ガイダンス等
(a)	輸出国の売主又は所有者の認識		売主等による原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIJIN）	19 CFR § 12.43 (a)
	①	輸入品の特定	同上	同上
	②	サプライチェーンの追跡可能性（トレーサビリティ）	同上	同上
	③	労働の性質	同上	同上
(b)	荷受人の認識		荷受人による声明書	19 CFR § 12.43 (b)
	④	サプライチェーンの追跡可能性（トレーサビリティ）	●供給源から売主及び輸入者に至るインボイス等 ●生産プロセス及び各生産地の地図等	U.S. Customs and Border Protection［2021b］
	⑤	供給源の労働の性質	●最低限の労働基準に関する行動指針の供給源との共有又は契約内容への追加の事実等 ●供給源の事業方針等	▶U.S. Customs and Border Protection［2018］ ▶ジェトロ［2021］
	⑥	供給源に対する調査結果	●荷受人による立入検査等 ●（現地の第三者機関による監査）	▶U. S. Customs and Border Protection［2018］; U. S. Department of State［2021c］. 但し，弾圧的な状況により現地へのアクセスは困難になり得る（U.S. Department of State［2021c］・15）。 ▶信頼性は低いとされているため注意が必要（U.S. Department of State［2021c］・14）
	⑦	強制労働の不存在に関する確信	荷受人の自組織内における第三者機関による監査報告書等	ILAB ; U.S. Customs and Border Protection［2018］

（出所：筆者作成）

治（Environmental, Social, and Governance: ESG）との関係である（ウイグル強制労働防止法はESGにおける規制の展開の１つだとするものとして，Bee et al.［2022］）。前述の通り，前掲H.R.1155は成立した新法と異なり，1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）13条（15 U.S.C. 78m）を改正し，SECへの年次報告書等の提出義務のある証券発行者に対して新疆ウイグル自治区における一定の活動への関与を年次報告等で開示し，SECへ通知することを義務づけていた（９条(b)）。開示対象の活動には商務省のリストに含まれる事業体の活動（９条(b)による改正後証券取引法(s)(1)(A)），新疆ウイグル自治区で収容施設を建築・運営する事業体の活動（同(B)）及び国務省が新疆ウイグル自治区での強制労働に関与しているとする事業体の活動（同(C)）並びに新疆ウイグル自治区での人権侵害に関与する者などの活動である（同(D)）。その趣旨として，サプライチェーン上での人権侵害の有無は企業価値（株式や評判）にとって重大な影響を与えるため，投資家に開示すべきだという点が指摘されている（同条(a)）。そのため，この種の立法が今後も選択肢として残ると指摘されている（Hilferty & Valenstein［2021］）。仮に我が国でも強制労働に関

するサプライチェーン上の法規制を検討する場合，こういった投資家との関係が視野に入ってくるかもしれない。

H.R.1155第９条
(b)　新疆ウイグル自治区に関連する特定の活動の開示
(1)　総論―1934年証券取引所法第13条（15 U.S.C. 78m）を改正し，その末尾に以下の項を追加する。
「(s)　新疆ウイグル自治区に関連する特定の活動の開示
(1)　総論―第(a)項に基づいて年次報告書又は四半期報告書を提出しなければならない発行者は，第(2)項で要求される情報を報告書の中で開示しなければならない。それは報告書の対象期間中に発行者又は発行者の関連会社が以下のいずれかの行為を行った場合である。
(A)　中国の新疆ウイグル自治区で大量の人口監視システムを構築するための技術やその他の支援を行う事業体やその関連会社との活動に故意に従事した場合。当該事業体には新疆ウイグル自治区における商務省の「事業体リスト」に掲載された者も含む
(B)　新疆ウイグル自治区においてウイグル人，カザフ人，キルギス人及びイスラム系少数民族に対する収容施設を建設ないし運営する事業体やその関連事業体との活動に故意に従事した場合
(C)　ウイグル強制労働防止法第７条(c)(1)に記載されている事業体又はその関連事業体との活動に故意に関与した場合。当該事業体には以下の者を含む。
(i)　新疆ウイグル自治区での製造施設の設立を補助する「ペアリング支援（pairing-assistance）」プログラムに従事する事業体
(ii)　1930年関税法第307条(19 U.S.C. 1307)に基づき国土安全保障省が「違反商品保留命令（Withhold Release Order）」を発出した事業体
(D)　故意に以下の者と取引を行い又は以下の財産及び財産上の利益を取り扱った場合
(i)　新疆ウイグル自治区においてウイグル人，カザフ人，キルギス人及びその他のイスラム系少数民族の人々を拘束し又は虐待したことを理由に国務長官によって制裁対象となっている者，財産及び財産上の利益
(ii)　グローバル・マグニツキー人権問責法（Global Magnitsky Human Rights Accountability Act）（22 U.S.C. 2656 note）に基づく制裁対象となっている者，財産及び財産上の利益
(iii)　新疆ウイグル自治区での残虐行為に責任がある又は加担している者又は事業体
……」

［付記］

本研究はJSPS科研費JP18H05216，公益財団法人末延財団のオンラインデータベース提供事業及び福岡工業大学研究スタートアップ支援制度の助成を受けた。

第117議会H.R.6256の全訳はresearchmapの筆者ウェブページ（https://researchmap.jp/ytchbn）から案内する。

脱稿後，中島和穂・平家正博・根本拓・田代夕貴・稲岡優美子［2022］「米国におけるウイグル強制労働防止法の成立と日本企業への影響」西村あさひ法律事務所［https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220107_corporate.pdf］（最終確認日：2022年１月７日）［推定の覆滅の基準が厳しくなると予想する］に触れた。

また，脱稿後，日本でも動きがあった。衆議院は2022年２月，決議を採択し，国際社会が新疆ウイグル自治区などの人権状況に懸念を示していることを指摘した上で，「深刻な人権状況について，国際社会が納得するような形で説明責任を果たすよう，強く求める」とした（衆議院［2022］「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案（第208回国会，決議第１号）」［https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/

ketsugian/g20817001.htm］（最終確認日：2022年２月13日））。もっとも，中国を名指しせず，また，「非難」ではなく「懸念」の認識にとどまっている。加えて，自民党は同月，政府に対し提言を行い，サプライチェーンの人権侵害を防ぐための企業向けの指針を策定することを求め，その際，本稿で紹介した新法のような措置の検討も求めたとされる（テレ朝ニュース［2022］「『人権侵害認めない措置を真剣に検討すべき』自民党が総理に提言」（2022年２月10日掲載）［https://news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000244469.html］（最終確認日：2022年２月13日））。その後，政府は2022年夏を目途に人権DDの指針を策定する方針を打ち出した。更に，当該指針の履行状況如何で立法による義務化も検討するとされる（日本経済新聞［2022］「強制労働排除へ現地調査　政府が企業に指針，法制化視野」（2022年２月14日掲載）［https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA144SK0U2A210C2000000/?n_cid=NMAIL007_20220214_Y&unlock=1］（最終確認日：2022年２月14日））。今後，詳細を注視したい。

参考文献

吾郷眞一［2014］「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』の法的性質」BHRLawyers［https://www.bhrlawyers.org/post/sago-legal-nature-of-ungp］（最終確認日：2022年１月５日）。

吾郷眞一［2019］「ビジネスと人権―ソフトローの役割」［初出は『法律時報』日本評論社，2019年９月号，57-62頁］BHRLawyers［https://www.bhrlawyers.org/post/bhr-role-of-soft-law］（最終確認日：2022年１月５日）。

阿部博友［2021］「企業の社会的責任と人権リスク：アメリカ関税法第307条の適用範囲拡大と執行強化」『国際商事法務』国際商事法研究所，49巻10号，1263-1267頁。

天野麻依子［2019］「日弁連推薦 留学生報告（第19回）ビジネスと人権―英国現代奴隷法の検討」『自由と正義』日本弁護士連合会，70巻１号，52-60頁。

石本茂彦・梅津英明・高宮雄介・宮岡邦生・鈴木幹太・沈暘［2021］「ウイグル人権問題を巡る米国の制裁等と中国の対抗措置等の動向～日本企業に迫られる対応～」森・濱田松本法律事務所［https://www.mhmjapan.com/content/files/00049787/20210805-112045.pdf］（最終確認日：2022年１月５日）。

板橋加奈・松本泉・篠崎歩［2021］「米国税関による強制労働等に関連した輸入差止め等の執行強化への対応策」『Client Alert』Baker McKenzie［https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20210816_ClientAlert_ICT_WRO_J.pdf］（最終確認日：2022年１月５日）。

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（外為法）。

木内登英［2021］「中国の人権問題が貿易分野に本格的に波及」『ナレッジ・インサイト』野村総合研究所（NRI）［https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2021/fis/kiuchi/1228］（最終確認日：2022年１月５日）。

企業法学会（編）［2015］『企業責任と法―企業の社会的責任と法の役割・在り方―』文眞堂。

共同通信社［2021］「仏当局，ウイグル人権でユニクロなど捜査」（2021年７月１日掲載）［https://nordot.app/783314970030850048］（最終確認日：2022年１月５日）。

黒田健介［2021］「『ビジネスと人権』への取組みに関して法務コンプライアンス部門が貢献できること―人権方針策定プロジェクトへの参加を通じて」『NBL』商事法務，1207号，26-32頁。

国際連合（外務省（訳））［2011］「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護，尊重及び救済」枠組みの実施」（仮訳）」［https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf］（最終確認日：2022年１月５日）。

国際連合（外務省（訳））［2015］「持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」［https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf］（最終確認日：2022年１月５日）。

菅原絵美［2017］「バリューチェーンにおける人権侵害―『ビジネスと人権に関する指導原則』からみる企業の責任とは」反差別国際運動（IMADR）『サプライチェーンにおける人権への挑戦』解放出版社，45-58頁。

田上靖［2020］「米国の中国ウイグル人権侵害防止関連法案，米国議会・豪州研究所公表の同人権侵害報告書及びグローバル・マグニツキー法の概要」『CISTEC journal』安全保障貿易情報センター，187号，63-73頁。

東京証券取引所［2021］「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」。

日本経済新聞［2021a］「米，ユニクロ衣料輸入停止」（2021年５月20日掲載）［https://www.nikkei.com/article/DGKKZO72065080Q1A520C2MM8000/］（最終確認日：2022年１月５日）。

日本経済新聞［2021b］「人権侵害で輸出規制　ルール化，米欧と連携」（2021年12月24日掲載）［https://www.nikkei.com/article/DGKKZO78727680U1A221C2MM8000/］（最

終確認日：2022年１月５日）。

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部［2021］「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂第二版）」日本貿易振興機構［https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/］（最終確認日：2022年１月５日）。

ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議［2020］「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」［https:// www. mofa. go. jp / mofaj / press / release/press4_008862.html（最終確認日：2022年１月５日）。

法務省人権擁護局「『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書（詳細版）」［https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00045.html］（最終確認日：2022年１月５日）。

森・濱田松本法律事務所ESG・SDGsプラットフォーム（編著）［2021］『ESGと商事法務』商事法務。

藪恭兵［2021a］「人権侵害に対する施策が日系企業にも影響（米国）」『地域・分析レポート』日本貿易振興機構［https:// www. jetro. go. jp / biz / areareports / 2021 / 7d71c95432ad0c76.html］（最終確認日：2022年１月５日）。

藪恭兵［2021b］「米議会，新疆ウイグル自治区からの全面禁輸へ前進，下院法案が可決」『ビジネス短信』日本貿易振興機構［https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/facffa861169fd84.html］（最終確認日：2022年１月５日）。

藪恭兵［2021c］「米上院で新疆ウイグル自治区の禁輸法案可決，大統領署名から180日後に施行見通し」『ビジネス短信』日本貿易振興機構［https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/069ac14bb38bf7b0.html］（最終確認日：2022年１月５日）。

横田洋三（編著）・富田麻理・滝澤美佐子・望月康恵・吉村祥子（著）［2021］『新国際人権入門―SDGs時代における展開』法律文化社。

Alpert, Rachel, & Signorelli-Cassady, Grace［2021］, A New Frontier in Supply Chain Diligence: Uyghur Forced Labor Prevention Act Becomes Law, Jenner & Block［https:// www. jdsupra. com / legalnews / a-new-frontier-in-supply-chain-4242012/］(last visited Jan. 5, 2022).

BBC［2021］「ウイグル女性，収容所での組織的レイプをBBCに証言　米英は中国を非難」（2021年２月５日掲載）［https://www.bbc.com/japanese/55945241］（最終確認日：2022年１月５日）。

Bee, James, Davies, Paul, Green, Michael, Green, Michael, Higgs, Nicola, Kempson, Edward, Lamb QC, Sophie, Maierson, Ryan, Mainwaring, Anne, & Smith, Colleen［2022］, ESG in 2022: 10 Things to Look Out For, LATHAM & WATKINS LLP［https://www.jdsupra.com/legalnews/esg-in-2022-10-things-to-look-out-for-3119343/］(last visited Jan. 6, 2022).

Broussard, Barbara, Murphy, Ted, & Applebaum, Aaron M.［2021］, The Uyghur Forced Labor Prevention Act Could Be a Game Changer, SIDLEY［https:// www. sidley. com / ja / insights / newsupdates / 2021 / 12 / the-uyghur-forced-labor-prevention-act-could-be-a-game-changer］(last visited Jan. 5, 2022).

CISTEC事務局（訳）［2020a］「中国問題に関する米国連邦議会・行政府委員会（CECC）『グローバル・サプライチェーン・強制労働・新疆ウイグル地区報告書』（仮訳）」『CISTEC journal』安全保障貿易情報センター，187号，74-82頁。

CISTEC事務局（訳）［2020b］「オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）によるウイグル人権問題に関する報告書（概要）」『CISTEC journal』安全保障貿易情報センター，187号，83-86頁。

Clark, Harry, Karayanidi, Milana, McGuinness, Jeanine, & Walter, Ashley［2021］, Uyghur Forced Labor Prevention Act: Three Key Points, arrick［https://www.jdsupra.com/legalnews/uyghur-forced-labor-prevention-act-6305420/］(last visited Jan. 5, 2022).

Code of Federal Regulations, 19 CFR § 12 (Special Classes of Merchandise).

Congress. gov［2020a］, H. R. 6210 - Uyghur Forced Labor Prevention Act., 116th Congress (2019-2020)［https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6210］(last visited Jan. 5, 2022).

Congress.gov［2020b］, S.3471 - A bill to ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes., 116th Congress (2019-2020)［https:// www. congress. gov / bill / 116th-congress/senate-bill/3471］(last visited Jan. 5, 2022).

Congress. gov［2021a］, S. 65 - Uyghur Forced Labor Prevention Act., 117th Congress (2021-2022)［https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/65］(last visited Jan. 5, 2022).

Congress. gov［2021b］, H. R. 1155 - Uyghur Forced Labor Prevention Act, 117th Congress (2021-2022)［https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1155］(last visited Jan. 5, 2022).

Congress.gov［2021c］, H.R.6256 - To ensure that goods made

with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes., 117th Congress (2021-2022) (Public Law No: 117-78)［https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6256］(last visited Jan. 5, 2022).

Congressional-Executive Commission on China (CECC)［2020］Global Supply Chains, Forced Labor, and the Xinjiang Uyghur Autonomous Region［https://www.cecc.gov/media-center/press-releases/cecc-chairs-release-new-legislation-report-on-global-supply-chains-and］(last visited Jan. 5, 2022).

Dong, Nelson, Lo, T. Augustine, & Townsend, Dave［2021］, President Biden Signs New Law Requiring U.S. Blockage of All Imports Made Wholly or Partly in Xinjiang, China, Dorsey & Whitney LLP［https://www.jdsupra.com/legalnews/president-biden-signs-new-law-requiring-3539134/］(last visited Jan. 5, 2022).

Dozier, Monica Wilson, & Kahlon, Amandeep［2021］, Uyghur Forced Labor Prevention Act: What It Means for the Solar Supply Chain, Bradley［https://www.jdsupra.com/legalnews/uyghur-forced-labor-prevention-act-what-1224237/］(last visited Jan. 5, 2022).

Hilferty, Katelyn, & Valenstein, Carl［2021］, US Congress Passes the Uyghur Forced Labor Prevention Act, Morgan Lewis［https://www.jdsupra.com/legalnews/us-congress-passes-the-uyghur-forced-1965074/］(last visited Jan. 5, 2022).

ILAB, Comply Chain［https://www.dol.gov/ilab/complychain/］(last visited Jan. 5, 2022).

Nelson, Mark S.［2021］, TOP STORY-Uyghur human rights bill headed to president's desk, VitalLaw［https://www.vitallaw.com/news/top-story-uyghur-human-rights-bill-headed-to-president-s-desk/sld012cef098c7e0c10009fc8000d3a8daaf402］(last visited Jan. 5, 2022).

Principles for Responsible Investment (PRI)［2021］「PRIパンフレット2021（日本語）」［https://www.unpri.org/pri/about-the-pri］（最終確認日：2022年１月５日）。

Public Law 115-44 (Countering America's Adversaries Through Sanctions Act).

Public Law 116-145 (Uyghur Human Rights Policy Act of 2020 / 22 U.S.C. 6901 note).

Rubio, Marco［2021a］, Rubio, Merkley on Uyghur Forced Labor Prevention Act［https://www.rubio.senate.gov/public/index.cfm/press-releases?ID=910A02F4-3D7E-45B9-B549-927F8DE07071］(last visited Jan. 5, 2022).

Rubio, Marco［2021b］, Rubio's Uyghur Forced Labor Prevention Act to Become Law［https://www.rubio.senate.gov/public/index.cfm/2021/12/rubio-s-uyghur-forced-labor-prevention-act-to-become-law］(last visited Jan. 5, 2022).

United Nations［2015］, The 17 Goals［https://sdgs.un.org/goals］(last visited Jan. 5, 2022).

United Nations Human Rights Council［2011］, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework (A/HRC/17/31)［https://www.ohchr.org/documents/issues/business/a-hrc-17-31_aev.pdf］(last visited Jan. 5, 2022).

United States Code, 15 U.S.C. § 78a et. seq. (Securities Exchange Act of 1934).

United States Code, 19 U.S. Code § 1202 et. seq. (Tariff Act of 1930 / Hawley-Smoot Tariff Act).

U.S. Customs and Border Protection［2018］, CBP Responsible Business Practices on Forced Labor［https://www.cbp.gov/document/publications/cbp-responsible-business-practices-forced-labor］(last visited Jan. 5, 2022).

U.S. Customs and Border Protection［2021a］, CBP Issues Region-Wide Withhold Release Order on Products Made by Slave Labor in Xinjiang［https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-region-wide-withhold-release-order-products-made-slave］(last visited Jan. 5, 2022).

U.S. Customs and Border Protection［2021b］, Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions［https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/xinjiang-uyghur-autonomous-region-wro-frequently-asked-questions］(last visited Jan. 5, 2022).

U.S. Customs and Border Protection［2022］, Withhold Release Orders and Findings List［https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings］(last visited Jan. 5, 2022).

U.S. Department of State［2021a］, Determination of the Secretary of State on Atrocities in Xinjiang［https://2017-2021.state.gov/determination-of-the-secretary-of-state-on-atrocities-in-xinjiang/index.html］(last visited Jan. 5, 2022).

U.S. Department of State［2021b］, 2020 Country Reports on Human Rights Practices: China (Includes Hong Kong, Macau, and Tibet)［https://www.state.gov/reports/2020-country-reports-on-human-rights-practices/china/］(last visited Jan. 5, 2022).

U.S. Department of State［2021c］, Xinjiang Supply Chain Business Advisory［https://www.state.gov/xinjiang-sup

ply-chain-business-advisory/］(last visited Jan. 5, 2022).

White House［2021］, Bill Signed: H.R. 6256［https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/23/bill-signed-h-r-6256/］(last visited Jan. 5, 2022).

Wikipedia［2022］, Uyghur Forced Labor Prevention Act［https:// en. wikipedia. org / wiki / Uyghur_Forced_Labor_Prevention_Act］(last visited Jan. 5, 2022).

Xu, Vicky Xiuzhong, Cave, Danielle, Leibold, Dr James, Munro, Kelsey, & Ruser, Nathan［2020］Uyghurs for sale, Australian Strategic Policy Institute (ASPI)［https://www.aspi.org.au/report/uyghurs-sale］(last visited Jan. 5, 2022).